

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 10 月 13 日 (火) 第 149 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 小型機船底びき網漁業の許可申請期間の決定 (水産振興課取扱い) 2
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 2
- 都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大島支庁取扱い) 4

### 公 告

- 落札者等の公告 (消防学校取扱い) 4
- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (県立病院課取扱い) 5
- 一般競争入札公告 (県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い) 6

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 9

### 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 11

## 告 示

### 鹿児島県告示第883号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和 2 年 10 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 指 定 番 号 | 指 定 年 月 日          | 指 定 種 別 | 書 名                              | 発 行 所           | 指 定 箇 所 | 指 定 理 由                       |
|---------|--------------------|---------|----------------------------------|-----------------|---------|-------------------------------|
| 25368   | 令和 2 年<br>10 月 6 日 | 雑 誌     | D a r i a<br>10月号<br>05839-10    | フロンティア<br>アワークス | 全 部     | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するお |
| 25369   |                    |         | 無敵恋愛エスガール<br>10月号<br>08577-10    | ぶんか社            |         |                               |
| 25370   |                    |         | 臨時増刊ラヴァーズ<br>Vol. 15<br>68543-32 | 大洋図書            |         |                               |



| 道路の種類 | 路線名     | 変更の区間                                   | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル)       | 敷地の延長<br>(メートル) |
|-------|---------|---|--------|-----------------------|-----------------|
| 県道    | 西之表南種子線 | 西之表市現和字中原5119番21地先から同市現和字提ガ中原5205番2地先まで | 前後     | 7.1~22.1<br>12.6~23.3 | 262.8<br>262.1  |

## 鹿児島県告示第888号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南さつま市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 10 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 加世田都市計画下水道
- (2) 名称 南さつま市公共下水道

## 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

## 始良・伊佐地域振興局告示第30号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 2 年 10 月 13 日

始良・伊佐地域振興局長 中野功久

| 事業所          |                    | 申請者         |                |        | 指定年月日          | 障害児通所支援の種類        |
|--------------|--------------------|-------------|----------------|--------|----------------|-------------------|
| 名称           | 所在地                | 名称          | 主たる事務所の所在地     | 代表者の氏名 |                |                   |
| ビジョンサポートはなまる | 始良市加治木町木田3979番1-1F | 株式会社プラスアルファ | 始良市東餅田3840番地13 | 内田 順子  | 令和 2 年 9 月 1 日 | 児童発達支援、放課後等デイサービス |

## 始良・伊佐地域振興局告示第31号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 2 年 10 月 13 日

始良・伊佐地域振興局長 中野功久

| 事業所          |              | 指定障害福祉サービス事業者 |              |        | 廃止年月日          | 障害福祉サービスの種類 |
|--------------|--------------|---------------|--------------|--------|----------------|-------------|
| 名称           | 所在地          | 名称            | 主たる事務所の所在地   | 代表者の氏名 |                |             |
| ワークプラザひまわりの家 | 伊佐市大口曾木885番地 | 社会福祉法人ひまわり福祉会 | 伊佐市大口曾木885番地 | 富永あつ子  | 令和 2 年 9 月 1 日 | 自立訓練（生活訓練）  |

## 大隅地域振興局告示第24号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 2 年 9 月 13 日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

| 事業所                |                   | 申請者        |                   |        | 指定年月日         | 障害児通所支援の種類         |
|--------------------|-------------------|------------|-------------------|--------|---------------|--------------------|
| 名称                 | 所在地               | 名称         | 主たる事務所の所在地        | 代表者の氏名 |               |                    |
| 放課後等デイサービスがじゅまの家の家 | 鹿屋市野里町<br>4917番地3 | 株式会社スターシップ | 鹿屋市野里町<br>4917番地3 | 岩元美由記  | 令和2年<br>10月1日 | 放課後等<br>デイサー<br>ビス |

## 大隅地域振興局告示第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 2 年 9 月 13 日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

| 事業所     |                   | 申請者             |                    |        | 指定年月日         | 障害福祉サービスの種類  |
|---------|-------------------|-----------------|--------------------|--------|---------------|--------------|
| 名称      | 所在地               | 名称              | 主たる事務所の所在地         | 代表者の氏名 |               |              |
| グリーンピース | 鹿屋市笠之原町<br>2653-1 | 株式会社ジャパ<br>ンピース | 鹿屋市西原一丁<br>目35番32号 | 土橋 哲人  | 令和2年<br>10月1日 | 就労継続<br>支援B型 |

## 大島支庁告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 2 年 10 月 13 日

大島支庁長 田中完

| 事業所            |                     | 指定障害福祉サービス事業者            |                  |        | 廃止年月日         | 障害福祉サービスの種類                  |
|----------------|---------------------|--------------------------|------------------|--------|---------------|------------------------------|
| 名称             | 所在地                 | 名称                       | 主たる事務所の所在地       | 代表者の氏名 |               |                              |
| 奄美市社協笠利ゆうあい事業所 | 奄美市笠利町万<br>屋1255番地1 | 社会福祉法人奄<br>美市社会福祉協<br>議会 | 奄美市名瀬長浜<br>町5番6号 | 福山 敏裕  | 令和2年<br>9月30日 | 居宅介護<br>・重度訪<br>問介護          |
| 奄美市社協住用ゆうあい事業所 | 奄美市住用町西<br>仲間65     | 社会福祉法人奄<br>美市社会福祉協<br>議会 | 奄美市名瀬長浜<br>町5番6号 | 福山 敏裕  | 令和2年<br>9月30日 | 居宅介護<br>・重度訪<br>問介護・<br>同行援護 |

## 公 告

## 落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 2 年 10 月 13 日

鹿児島県消防学校長 仙場裕也

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅰ-B型） 1台
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県消防学校総務課  
日置市東市来町長里1020番地1
- 落札者を決定した日  
令和2年8月25日

- 4 落札者の氏名及び住所  
鹿児島森田ポンプ株式会社  
鹿児島市松原町12番32号
- 5 落札金額  
57,860,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 2 年 7 月14日

.....  
競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 2 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 2 年10月13日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

- 1 調達をする物品等の種類
  - (1) 種類  
物品（医療機器類）の購入
  - (2) 名称  
心臓血管撮影装置 一式
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
  - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）第39条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けた者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等  
入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
  - (1) 申請の方法  
資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。
  - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643
  - (3) 申請書類の受付期間  
令和 2 年10月13日から同月26日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時30 分から午後 5 時までとする。  
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- (4) 入札参加資格審査を受けることができない者  
次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。  
ア 資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者  
イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 39 条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けていない者
- (5) 入札参加資格審査結果の通知  
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格を取得した日から令和 4 年 9 月 30 日までとする。
- 5 入札の公示の方法  
入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....  
一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 2 年 10 月 13 日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 原口優清

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量  
心臓血管撮影装置 一式
- (2) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
入札説明書による。
- (4) 納入場所  
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和 52 年鹿児島県告示第 166 号。以下「資格審査要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 39 条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 2 年 10 月 13 日から同月 26 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札の間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

県民健康プラザ鹿屋医療センター経営課  
鹿屋市札元一丁目 8 番 8 号 郵便番号 893-0013

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和 2 年 11 月 26 日午後 5 時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 2 年 11 月 27 日午前 11 時  
イ 場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター講堂（2 階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

#### 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

#### 10 最低制限価格

設定しない。

#### 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県民健康プラザ鹿屋医療センター経営課  
鹿屋市札元一丁目 8 番 8 号 郵便番号 893-0013  
電話番号 0994-42-5101  
ファックス番号 0994-42-7250

#### 13 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

#### 14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:  
Angiography System:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:  
As specified in the tender explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:  
Kagoshima Prefectural Kanoya Medical Center
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:00 p.m. 26 November 2020
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Management Division  
Kagoshima Prefectural Kanoya Medical Center



1-8-8 Fudamoto, Kanoya City, Kagoshima Prefecture 893-0013 Japan

TEL 0994-42-5101

FAX 0994-42-7250

## 選挙管理委員会告示

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体、法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体、法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体、法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第3項の規定による資金管理団体の異動、指定の取消しの届出があった政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和 2 年 10 月 13 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

## 1 設立の届出があった政治団体

## (1) 政党の支部

## 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称         | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        | 公職の種類<br>(第一号) | 届出年月日     |
|-----------------|--------|----------|-------------------|----------------|-----------|
| 立憲民主党鹿児島県第1区総支部 | 川内 博史  | 福松 節生    | 鹿児島市下荒田一丁目6-23-2F | 衆議院議員          | 令和2年9月28日 |
| 立憲民主党鹿児島県第3区総支部 | 野間 健   | 岩下 晃治    | 薩摩川内市御陵下町27-23    | 衆議院議員          | 令和2年9月28日 |

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

## ア 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 公職の候補者の氏名及び公職の種類<br>(第二号) | 届出年月日     |
|---------|--------|----------|-----------------|---------------------------|-----------|
| 野呂正和後援会 | 神田 嘉延  | 小杉 容健    | 霧島市隼人町内山田3-2-41 | 野呂 正和, 衆議院議員              | 令和2年9月15日 |

## イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称      | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地         | 届出年月日     |
|--------------|--------|----------|--------------------|-----------|
| 貴島和則後援会      | 貴島 和良  | 貴島 和良    | 薩摩川内市水引町6990       | 令和2年9月1日  |
| 帝神愛後援会       | 永井 豪   | 永井 豪     | 薩摩川内市平佐一丁目13番地101  | 令和2年9月15日 |
| 松永のりよし後援会    | 上ノ町 仁  | 下船 昭美    | 鹿児島市荒田一丁目16番18号    | 令和2年9月30日 |
| 松永のりよし後援会範友会 | 松永 範芳  | 下船 昭美    | 鹿児島市荒田一丁目16番18号    | 令和2年9月30日 |
| 山中真由美後援会     | 北野 まきよ | 山中 明彦    | 薩摩川内市東向田町12-1華ビル3F | 令和2年9月16日 |
| 令和改新         | 永井 豪   | 永井 豪     | 薩摩川内市平佐一丁目13番地101  | 令和2年9月15日 |

## 2 異動の届出があった政治団体

## (1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称    | 代表者氏名 | 異動事項     | 新     | 旧     | 異動年月日          |
|------------|-------|----------|-------|-------|----------------|
| 自由民主党西之表支部 | 松里 保廣 | 会計責任者の氏名 | 竹下 秀樹 | 石村 康信 | 令和 2 年 9 月 4 日 |

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称            | 代表者氏名  | 異動事項       | 新             | 旧                      | 異動年月日           |
|--------------------|--------|------------|---------------|------------------------|-----------------|
| 鹿児島みらいネット          | 松坂 光久  | 主たる事務所の所在地 | 鹿児島市西坂元町45-2  | 日置市吹上町中原2665           | 令和 2 年 9 月 23 日 |
|                    |        | 代表者の氏名     | 松坂 光久         | 柘植 和子                  |                 |
|                    |        | 会計責任者の氏名   | 上野 宏美         | 松坂 光久                  |                 |
| 原発ゼロ・九条実現をめざす1万人の会 | 横山 富美子 | 主たる事務所の所在地 | 鹿児島市下田町292-1  | 鹿児島市荒田一丁目62番6号         | 令和 2 年 8 月 1 日  |
| 塩田康一後援会            | 塩田 康一  | 主たる事務所の所在地 | 鹿児島市草牟田町10番地2 | 鹿児島市武二丁目31番6号Aクロス武101号 | 令和 2 年 9 月 28 日 |
|                    |        | 会計責任者の氏名   | 塩田 深雪         | 稲村 恵美                  |                 |
| 曾於医師連盟             | 手塚 善久  | 代表者の氏名     | 手塚 善久         | 肝付 兼達                  | 令和 2 年 6 月 12 日 |
| 横山ふみ子医師後援会         | 向原 祥隆  | 主たる事務所の所在地 | 鹿児島市下田町292-1  | 鹿児島市荒田一丁目62番6号         | 令和 2 年 8 月 1 日  |

## 3 解散の届出があった政治団体

政党の支部

## (1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称         | 主たる事務所の所在地        | 代表者の氏名 | 解散年月日           |
|-----------------|-------------------|--------|-----------------|
| 国民民主党鹿児島県第3区総支部 | 薩摩川内市御陵下町27-23    | 野間 健   | 令和 2 年 9 月 11 日 |
| 立憲民主党鹿児島県第1区総支部 | 鹿児島市下荒田一丁目6-23-2F | 川内 博史  | 令和 2 年 9 月 14 日 |
| 立憲民主党鹿児島県連合     | 鹿児島市下荒田一丁目6-23-2F | 川内 博史  | 令和 2 年 9 月 14 日 |

## (2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称         | 主たる事務所の所在地          | 代表者の氏名 | 解散年月日           |
|-----------------|---------------------|--------|-----------------|
| 国民民主党鹿児島県総支部連合会 | 鹿児島市荒田一丁目4-14丸田ビル2F | 藤田 太一  | 令和 2 年 9 月 11 日 |
| 国民民主党鹿児島県第1区総支部 | 鹿児島市荒田一丁目4-14丸田ビル2F | 伊地知 紘徳 | 令和 2 年 9 月 11 日 |
| 国民民主党鹿児島県第2区総支部 | 指宿市大牟礼2-17-12       | 藤田 太一  | 令和 2 年 9 月 11 日 |
| 国民民主党鹿児島県第      | 鹿児島市荒田一丁目4          | 藤田 太一  | 令和 2 年 9 月 11 日 |

|        |             |  |  |
|--------|-------------|--|--|
| 4 区総支部 | -14丸田ビル 2 F |  |  |
|--------|-------------|--|--|

## 4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

| 届出をした者の氏名 | 代表者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称        | 主たる事務所の所在地          | 指 定<br>年 月 日       |
|-----------|--------|-------|------------------|---------------------|--------------------|
| 松永 範芳     | 松永 範芳  | 鹿児島市長 | 松永のりよし<br>後援会範友会 | 鹿児島市荒田一<br>丁目16番18号 | 令和 2 年<br>9 月 30 日 |

## 5 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

| 届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称   | 異動事項                | 新                  | 旧                                  | 異 動<br>年 月 日       |
|-----------|-------------|---------------------|--------------------|------------------------------------|--------------------|
| 塩田 康一     | 塩田康一後援<br>会 | 主たる事<br>務所の所<br>在 地 | 鹿児島市草牟田<br>町10番地 2 | 鹿児島市武二丁<br>目31番 6 号 A ク<br>ロス武101号 | 令和 2 年<br>9 月 28 日 |

6 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体  
法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

| 届出をした者の氏名 | 資 金 管 理 団 体 の 名 称 | 資金管理団体でな<br>くなった年月日 |
|-----------|-------------------|---------------------|
| 下山 直哉     | 下山なおや後援会          | 令和 2 年 8 月 26 日     |

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第105号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 2 年 10 月 13 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

| 遊技機の種類  | 型式名                           | 製造者の氏名又は名称 | 検定番号   |
|---------|-------------------------------|------------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | PキレパンダN1E                     | 株式会社高尾     | 0P0807 |
| ぱちんこ遊技機 | Pパイレーツオブダイナマイトキ<br>ングAG-JJJ S | 株式会社ディ・ライト | 0P0870 |
| 回胴式遊技機  | S L u c k y 海物語KH             | 株式会社三洋物産   | 0S0887 |